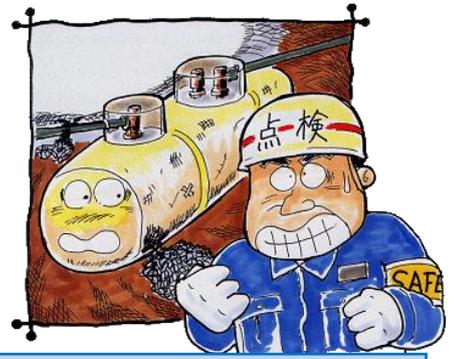


# 消防本部からお知らせ

## 「漏れの点検」を実施しましょう！



### 1 地下貯蔵タンク等の「漏れの点検」とは？

地下貯蔵タンク(地下埋設配管)を有する施設においては、「漏れの点検」を実施しなければなりません。「漏れの点検」はガスや液体により、タンク及び配管に気密漏洩がないかを確認する点検です。

具体的な方法としては、総務省消防庁から「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」(平成16年3月18日付け消防危第33号消防庁危険物保安室長通知)により示されております。

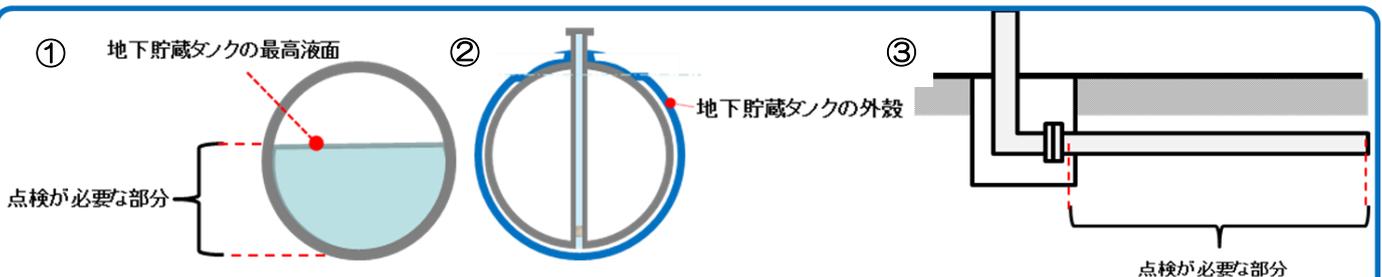
### 2 点検の範囲

地下貯蔵タンク・地下埋設配管の危険物に接する全ての部分について漏れの点検が必要です。

- ① 地下貯蔵タンク：地下貯蔵タンクの最高液面より下部
- ② FRP 外殻(鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの外殻)
- ③ 地下埋設配管：通常の使用形態により危険物を接する部分

(注入管や送油管等のうち地下タンクに存する部分は除く。)

### 【点検が必要な部分】



【点検対象としないことができる部分】  
○ 二重殻タンクの内殻  
○ 危険物の微量な漏れを検知※1しその漏えい拡散を防止するための措置※2が講じられているもの。

【点検対象としないことができる部分】  
○ FRP外殻と地下貯蔵タンクとの間げきに危険物の漏れを検知するための液体が満たされているもの。

【点検対象としないことができる部分】  
○ 危険物の微量な漏れを検知※1しその漏えい拡散を防止するための措置※2が講じられているもの。

※1 性能規定の考え方を取り入れ直径0.3mm以下の開口部からの危険物の漏れを検知することができる設備により常時監視していることが必要です。(例:タンク・配管内の高感度センサー設置等)  
※2 タンク室、さや管その他漏れた危険物の流出を防止するための区画が地下貯蔵タンク・地下埋設配管の周囲に設けられていることが必要です。

少量危険物取扱所等の地下貯蔵タンク、地下埋設配管等について法的義務はありませんが流出事故防止の観点から、任意での漏れ点検を実施することをお勧めします。



### 3 点検実施者

危険物取扱者、危険物施設保安員又は危険物取扱者の立会いを受けた者であり、かつ、「**点検の方法に関する知識及び技能を有する者**」が実施しなければなりません。

「点検の方法に関する知識及び技能を有する者」とは財団法人全国危険物安全協会により実施されている「地下タンク等定期点検技術者講習」の修了者等が該当します。

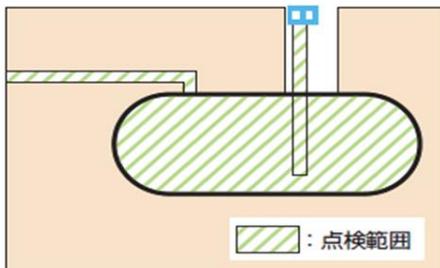
なお、地下タンク等定期点検技術者講習については、財団法人全国危険物安全協会にお問い合わせください。

## 4 点検方法

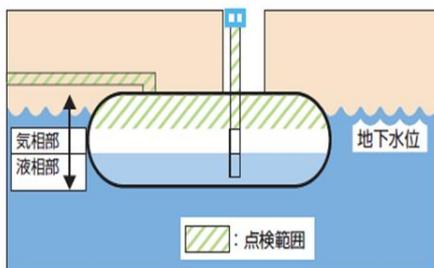
漏れ点検は、危険物に接する全ての部分(地下)について行わなければなりません。また「漏れの点検」の方法は「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」において、ガス加圧法、液体加圧法、微加圧法、微減圧法、その他の方法によることが定められており、これらの組み合わせにより行います。

ただし、二重殻タンクの外殻の点検は、点検方法が若干異なり、ガス加圧法、減圧法等により実施することとされています。

### <ガス加圧法・液体加圧法>

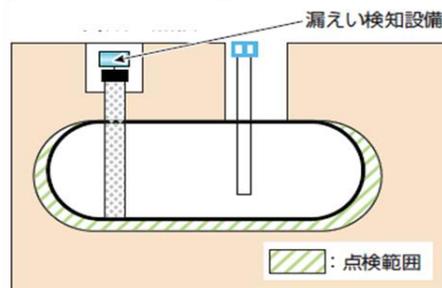


### <微加圧法・微減圧法>



点検範囲外の部位は、他の方法により補完が必要

### <FRP外殻の点検>



## 5 点検時期

原則1年に1回以上実施しなければなりません。ただし、完成検査日や地下貯蔵タンクの見直しから経過年数により、3年に1回以上となる場合があります。

また、一定条件(在庫管理に係る計画の届出等)に該当する場合は、この点検実施周期を3年に1回とすることができます。

## 6 定期点検で異常が発見された場合は？

漏れの点検で異常が発見された場合、もしくは技術上の基準に適合しない状態が判明した場合は、速やかに改修を行う必要があります。変更工事の内容によって、工事前に**変更許可申請**や**軽微な変更届出**が必要となる場合がありますので、事前に消防本部指導課危険物係に相談してください。

## 7 日常点検の重要性

事故を未然防止、異常の早期発見には定期点検(法定点検)のみならず、日常点検(自主点検)を行うことが有効です。特に設備機器の不具合の場合、腐食劣化による危険物の漏れ事故が多く発生しておりますので、始業時、終業時等に設備機器点検や危険物の在庫管理を実施し、事故の未然防止に努めましょう。

## 8 漏れ点検の報告

函館市危険物規程第15条の規定により、「漏れ点検」実施後は**消防へ報告**することが定められております。「漏れ点検」実施後は、提出してください。(報告様式は函館市ホームページからダウンロード可能です。)

### お問合せ先

函館市消防本部 指導課 危険物係  
電話 0138-22-2145  
FAX 0138-22-1934

